

第二十号議案

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例

江戸川区民健康施設条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「こ

とを目的」を「もの」に改める。
第二条第一項中「区民の」を「江戸川区民（以下「区民」という。）の」に改める。

第三条中「区内」を「江戸川区内」に、「区長が」を「江戸川区長（以下「区長」という。）が」に改める。

第六条第二項中「付帯設備」を「区民健康施設の付帯設備」に改める。
第七条第二項中「変更」を「変更をし、」に改める。

第八条の見出し中「減免」を「減額又は免除」に改め、同条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第九条の見出し中「不還付等」を「不還付」に改め、同条第一号中「責でない理由により」を「責任によらない理由によつて」に改め、同条第二号中「承認」を削り、同条第三号中「認めた」を「認める」に改める。

第十条中「その」を削る。

第十一条中「指定管理者は」の下に「、区民健康施設の利用について」を加え、「認めた」を「認める」に、「利用承認」を「利用の承認」に改め、同条第一号

中「利用」を「利用の」に改め、同条第三号中「及びこれ」を「又はこの条例」に改め、「規則」の下に「その他の規程」を加え、同条第四号中「必要と認めたら」を「特に必要と認める」に改める。

第十二条の見出しを「（損害賠償の義務）」に改め、同条中「及び」を「若しくは」に、「き損又は亡失した」を「毀損し、又は滅失した」に改める。

第十五条中「の各号」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第六条関係）

利用者の区分	利用料金	利用単位
一般	六、二八〇円	一泊一人当たり
児童	二、六二〇円	一泊一人当たり

備考

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、児童とは小学生をいう。
- 二 就学前の乳幼児の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、児童扱いとする。
- 三 区民以外の者が区民健康施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この

限りでない。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができる。この場合の利用料金は、一人一時間当たり一、〇五〇円を上限とした額とする。

五 利用料金には、飲食料金及び入湯税は含まない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。